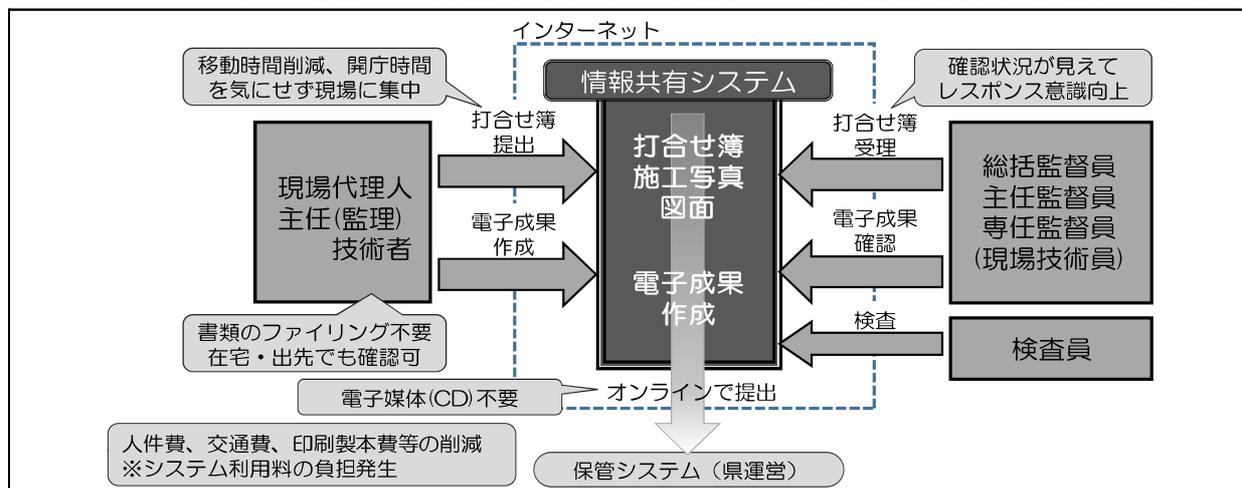


## 受発注者間の情報共有システムについて

愛知県が発注する建設工事では、建設分野における生産性向上の取組の一環として、受発注者間の工事書類の処理を効率化する「情報共有システム（ASP）」を利用しています。「2 システムの対象工事」に該当する場合は「3 情報共有システムの利用方法」に従ってください。

### 1 情報共有システムとは・・打合せ簿等の工事書類の電子提出を行うことができます



### 2 システムの対象工事（令和2年10月時点）

建設局 都市整備局	令和2年4月1日以降契約の全工事 (令和2年1月から一部工事で先行利用開始済み)	対象外とする工事 (指示票工事等) ・電子納品を行わない工事 (要協議。詳しくは運用ガイドライン 4 ページを参照)
建築局	令和2年7月1日以降着手の工事で、契約図書等で指定された工事のうち、受注者が希望するもの	
農業水産局 農林基盤局	令和2年4月1日以降契約工事から試行 (農地林務関係工事かつ仕様書で指定した工事)	
企業庁	仕様書で指定した工事等 (令和2年7月1日試行開始済み)	

### 3 情報共有システムの利用方法

実施方法 (運用ガイドライン、手引き)	愛知県発注工事における情報共有システムの利用範囲、実施方法及び留意事項を Web サイトに掲載しています。 【愛知県情報共有運用ガイドライン】 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyoyu.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyoyu.html</a> ※このほか、建築局及び企業庁は手引き(案)を定めています。 建築局： <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> 企業庁： <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-somu/0000028916.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-somu/0000028916.html</a>
操作方法 ヘルプデスク	愛知県発注工事で利用する「あいち建設情報共有システム」のマニュアル及びヘルプデスクは次の Web サイトをご確認ください。 【あいち建設情報共有システム ポータルサイト】 <a href="http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps">http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps</a> 運営者：公益財団法人愛知県都市整備協会

### 4 ガイドライン改定やシステム研修会など最新情報は Web サイトでご確認ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyoyu.html>

愛知県情報共有 検索

### 5 お問い合わせ先

ガイドラインに関すること：愛知県建設企画課 業務・情報管理グループ 052-954-6513  
操作や利用手続に関すること：公益財団法人愛知県都市整備協会ヘルプデスク  
052-756-0032

※個別の工事に関することは、発注機関へお問い合わせください。

# 労働環境の確認について

- 愛知県では、愛知県公契約条例に基づき、県が発注する工事及び業務に携わる労働者の労働環境を確認しています。
- 具体的には、労働関係法令に関する以下の事項について、下請及び再委託を含むすべての事業者から報告を求めます。

- ・労働条件を書面で明示
- ・法定年次有給休暇の付与
- ・安全管理者、安全衛生推進者などの選任
- ・労働災害を防止する措置の実施
- ・安全衛生教育、定期健康診断、ストレスチェックの実施
- ・労働環境の改善に向けた取組
- ・時間外、休日、深夜の割増賃金を法定どおり支払
- ・労働者1日当たりの平均賃金単価
- ・地域別最低賃金以上の賃金を支払



愛知県の最低賃金：1時間927円（2020年10月から）

- 労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは愛知県会計局管理課まで、また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申し出ください。

## <労働相談窓口>

### 愛知労働局

最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

愛知 労基署 管轄

検索

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>

### あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー

名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階  
労働相談専用ダイヤル：052-589-1405

## お問い合わせ

愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸 3-1-2

電話：052-954-6653

愛知県 公契約

検索

# 労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が 10 人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間（1 日 8 時間以内かつ 1 週 40 時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36 協定）を届け出ていますか。 <u>（時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間（建設事業は、2024 年 4 月 1 日から上限規制を適用））</u> (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から 6 か月間継続勤務し、8 割以上出勤した労働者に対して 10 日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大 20 日まで付与されます。 <u>また全ての使用者は、労働者に対する年 5 日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)</u> )	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、 <u>健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。</u>	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに <u>次の者を選任していますか。</u> ・常時使用する労働者が 50 人以上… <u>安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医</u> ・常時使用する労働者が 10 人以上 50 人未満… <u>安全衛生推進者又は衛生推進者</u> (常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1 年に 1 回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。(常時使用する労働者が 50 人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜：2 割 5 分以上、休日：3 割 5 分以上、時間外かつ深夜：5 割以上、休日かつ深夜：6 割以上、 <u>月 60 時間を超える時間外の超えた部分：5 割以上（中小企業は 2023 年 3 月 31 日まで 2 割 5 分以上）</u> )	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿  
当該業務の労働環境について、上記のとおり報告

契 約 名

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者連絡先  
(所属名、氏名、電話番号)

### ＜報告書の見直し内容＞

これまでの報告事項に以下の要素を追加しました。

- ③ 残業時間の上限規制
- ④ 年 5 日の年次有給休暇の取得
- ⑤ 労働時間の客観的な把握
- ⑥ 産業医の選任
- ⑫ 中小企業の月 60 時間超残業の割増賃金率引上げ

県内の建設事業者の皆様へ

## ◆ 労働環境の確認にご協力ください! ◆

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



### 特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

- ・ 予定価格 6億円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

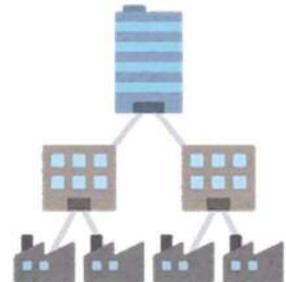
全ての契約が対象ではありません！

### ① 労働環境報告書の提出

#### 提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



#### 報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（ex. 営業職、現場監督など）を除く。）

#### 報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

働き方改革に基づく労働関係法令の改正に伴い、報告書の内容を見直しました。

（令和2年4月1日以降に入札公告を行う契約から適用）

詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。

#### 提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



## ② 賃金単価及び報酬単価の報告

### 報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。（下請・再委託事業者及び一人親方を含む。）

### 報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金（報酬）単価。

- ・一人親方以外の事業者
  - …従事人数、1日（8時間）当たりの賃金単価の平均額及び最低額。  
（工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。）
- ・一人親方の事業者
  - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



### 提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も  
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

（システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。）

## ③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出…
  - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
  - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

## ④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

### 本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：(052) 954-6653

☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

愛知県 公契約

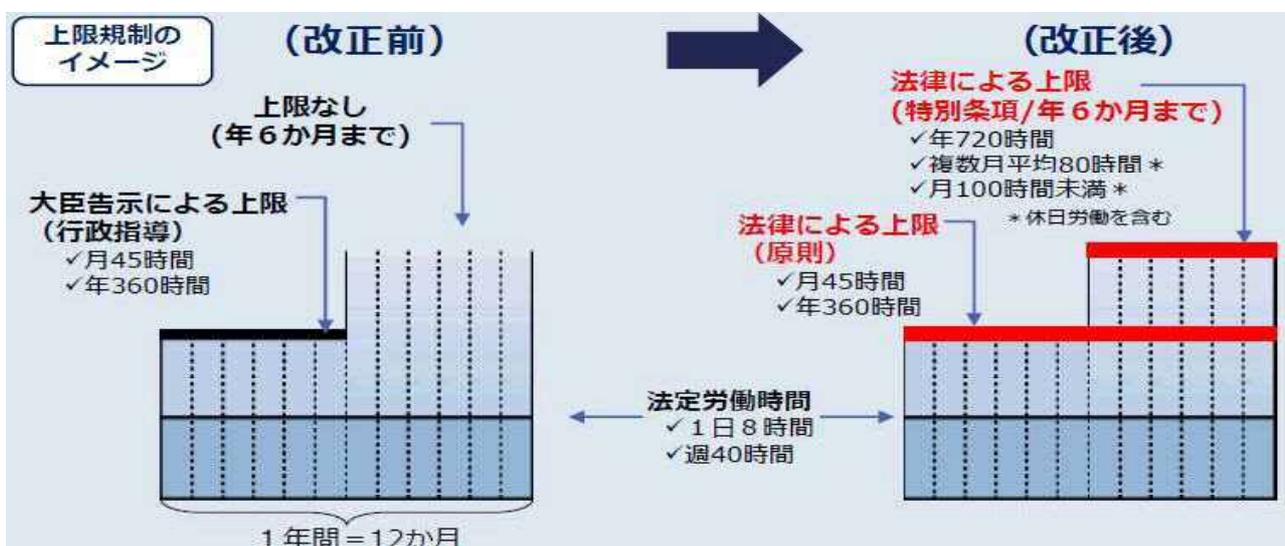
検索

# 建設業にも

令和6年度より  
適用されます！

## 時間外労働の上限規制が適用されます。

平成31年4月から働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制が導入されました。建設業はその適用が令和6年3月31日まで猶予されています。残り3年余りの適用猶予期間中に長時間労働を削減するための皆様の自主的な取り組みが重要です。



### <原則>

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となります。

### <特別な場合>

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、6か月が限度

※上記に違反した場合には罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科される場合があります。

災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、当分の間、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

（※年720時間の上限及び月45時間を超えることができる、6か月の限度は適用になります。）



# 労働時間短縮に向けた取組事例

## 取組事例①～IT機器を活用して作業効率化を図った事例～



### 《実施前》

作業当日に業務指示を行う必要があるため、全員を事務所に出勤させて朝礼を行っていた。作業終了後も勤怠と記録作成のため事務所に戻るルールとしていた。

### 《実施後》

クラウド型の施工管理システムを導入し、作業員全員にタブレット端末を配布することで、出先での勤怠管理や記録作成を可能にした結果、直行直帰を実現し、労働時間を短縮した。

## 取組事例②

### ～女性参画を図って人手不足を解消した事例～



### 《実施前》

女性の定着率向上と採用数増加を図りたいが、女性が働きやすい職場であることを社内外にうまくPRできなかった。

### 《実施後》

希望に沿ったキャリアコースの創設等、女性が働きやすい制度づくりを進めた結果、定着率向上につながった。また、「くるみん認定」「えるぼし認定」を受けることができ、女性活躍を広くアピールした結果、更なる女性求職者の増加につながった。

## 愛知働き方改革推進支援センターが働き方改革を無料で支援します。

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が無料でサポートします。

〒464-0855 愛知県名古屋市千種区千種通7-25-1

サンライズ千種3階（タスクール内） 電話 0120-006-802

## 法令に関するお問い合わせは 各労働基準監督署へ

署名	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋北	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館8階	052(961)8653	東区/北区/中区/守山区/春日井市/小牧市
名古屋東	名古屋市天白区中平5-2101	052(800)0792	千種区/昭和区/瑞穂区/熱田区/緑区/名東区/天白区/豊明市/日進市/愛知郡東郷町
名古屋南	名古屋市港区港明1-10-4	052(651)9207	中川区/港区/南区
豊橋	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階	0532(54)1192	豊橋市/豊川市/蒲郡市/新城市/田原市/北設楽郡
名古屋西	名古屋市中村区二ツ橋町3-37	052(481)9533	中村区/西区/清須市/北名古屋市/西春日井郡
岡崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎5階	0564(52)3161	岡崎市/額田郡
一宮	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586(45)0206	一宮市/稲沢市
半田	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569(21)1030	半田市/常滑市/東海市/知多市/大府市/知多郡
刈谷	刈谷市若松町1-46-1	0566(21)4885	刈谷市/碧南市/安城市/知立市/高浜市
豊田	豊田市常盤町3-25-2	0565(35)2323	豊田市/みよし市
瀬戸	瀬戸市熊野町100	0561(82)2103	瀬戸市/尾張旭市/長久手市
津島	津島市寺前町3-87-4	0567(26)4155	津島市/愛西市/弥富市/あま市/海部郡
江南	江南市尾崎町河原101	0587(54)2443	江南市/犬山市/岩倉市/丹羽郡
西尾	西尾市徳次町下十五夜13	0563(57)7161	西尾市

# 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日**

## 対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- （1）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （3）労働保険及び社会保険に加入している

## 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： 100万円（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

具体的には次のような対策が対象となります

## 【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
  - ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
  - ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

## 【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

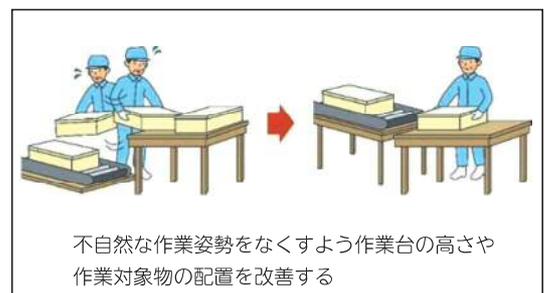
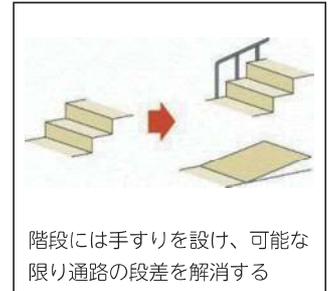
## 【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

## 【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
- ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

補助金交付申請（中小企業事業者）

申請期間は6月12日から10月31日までです  
コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

審査等（コンサルタント会）

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不交付の決定を行います

交付決定通知の発行（コンサルタント会）

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します

対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います ※**交付決定日以前に支払った費用は補助対象となりません**

実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）

実績報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します ※**支払日から20日以内に提出してください。令和3年1月10日以降の支払分は令和3年1月末日までに提出してください**

確認、補助金の交付（コンサルタント会）

実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

## 審査等における評価項目

### 必須項目

- ① 実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ② 事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③ 事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④ 研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤ 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥ 過去1年以内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

### 加点項目

- ① 実施する対策の取組内容がより効果的、積極的と考えられること。
- ② 安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③ 高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

## 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）

（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）



◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載して  
いますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>

### エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10  
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508

✉ [af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp)

### エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5  
三田労働基準協会ビル5階  
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会内

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

### 参考情報

#### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



#### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

#### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

#### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

#### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。

○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

# 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました

（令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日施行）

令和2年6月 愛知労働局労働基準部健康課

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に**神経障害等の健康障害**を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、**特定化学物質（第2類物質）**に加えられる等の改正が行われました。

\* 労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境評価基準、作業環境測定基準について所要の改正が行われています。

\* 従来「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていたもののカッコ書きがなくなり、「マンガン及びその化合物」として規制されることとなります。

## 1 共通事項（溶接ヒューム・塩基性酸化マンガン）

改正により、次の事項が新たに必要になります。「溶接ヒューム」については、下記「2」の事項も必要となりますので留意してください。

### 作業主任者の選任（安衛法第14条）…… 令和4年3月31日まで経過措置あり

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業（屋外作業、屋内作業を問いません）が新たに対象に加わります。
- 上記作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要となります。

### 作業環境測定の実施（安衛法第65条）

- 「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う**屋内作業場**が新たに対象に加わり、6カ月以内ごとに一回、定期的に作業環境測定を行う等の措置が必要となります。
- 「溶接ヒューム」に係る作業を行う**屋内作業場は適用除外**されます。（ただし、下記「2」の「空気中の溶接ヒューム濃度の測定等」に留意してください。）

### 特殊健康診断の実施（安衛法第66条第2項）

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う業務（屋外作業、屋内作業を問いません）が、新たに対象に加わります。
- 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施すること等が必要です。
- 健康診断項目は、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的に同じです。
- 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法に基づく**じん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施することが必要**となります。

### その他

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。
  - 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（安衛則第35条）
  - ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
  - 不浸透性の床（特化則第21条）
  - 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
  - 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
  - 休憩室の設置（特化則第37条）
  - 洗浄設備の設置（特化則第38条）
  - 喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
  - 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

## 2 溶接ヒュームへのばく露防止関係（特化則第38条の21）

- 溶接ヒュームへのばく露防止のため「**金属アーク溶接等作業**」について、以下のことが規定されます。

### 「**金属アーク溶接等作業**」 とは

- 金属を**アーク溶接**する作業
- アークを用いて金属を**溶断**し又は**ガウジング**する作業
- その他の溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業

- \* 作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。
- \* 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチ等に近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

### 全体換気装置による換気等

- 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、**全体換気装置**による換気か、これと同等以上の措置が必要です。（「同等以上の措置」には、**プッシュプル型換気装置**、**局所排気装置**が含まれます。）

### 空気中の溶接ヒューム濃度の測定 …… 令和4年3月31日までに測定等を行うことが必要

- 1 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、次の場合にあらかじめ、**労働者の身体に装着する試料採取機器等**により**空気中の溶接ヒューム濃度を測定**することが必要です。  
(測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきとされます。)
  - **新たな作業方法を採用しようとするとき**
  - **作業方法を変更しようとするとき**
- 2 1の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じることが必要です。それらの措置を講じたときは、効果の確認のため、1と同様の測定を行うことが必要です。
- 3 1, 2の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することが必要です。

### 呼吸用保護具の使用 …… 下記2については、令和4年3月31日まで経過措置あり

- 1 **屋内、屋外を問わず全ての作業場について**  
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。
- 2 **金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について**  
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、当該作業に労働者を従事させるときは、**空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することが必要です。

### 床の掃除等

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。

- 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
- 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

## 3 作業環境測定関係等

- 「**管理濃度**」（作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標）及び、「**抑制濃度**」（局所排気装置の具備すべき性能に係る指標）が次のように改められます。

物の種類	管理濃度
マンガン及びその化合物	マンガンとして <b>0.05mg/m<sup>3</sup></b>

(作業環境評価基準別表、「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能」(昭和50年労働省告示第75号) 関係)

- **個人サンプリング法による作業環境測定**の対象に「**マンガン及びその化合物**」が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の方法が、「**作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法**」とされます。

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項



### [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

## ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●			
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●

# 規制内容の詳細・解説

## 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
  - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
  - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
  - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

### ■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

#### ◆ 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### ◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

## 令和3年4月1日施行

### ■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

### ■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

#### ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

## 報告対象工事・報告内容

### ◆報告が必要な工事

#### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

#### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

#### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

### ◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

### ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

### ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

### ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

### ◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
  - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

**■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法**

**◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）**

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

**◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能**

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

**40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目**

**◆ 事前調査結果の概要**

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

**◆ 作業の実施状況の記録の概要**

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
<b>1 感染予防のための体制</b>	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
<b>2 感染防止のための基本的な対策</b>	
<b>(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</b>	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
<b>(2) 三つの密の回避等の徹底</b>	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版